

## 第84回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 令和4年2月1日(火) 午後13時00分～午後15時50分

※書面開催(メール施行)

(2) 出席者

#### ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、今野泰、島田マリ子、新城希子、高嶋亮、富樫健一、藤健太

#### イ 県

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課副課長兼主任主査、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長  
入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主任主査、警察本部会計課主幹兼次席、施設管理課主幹兼副課長兼守衛長、森林計画課主幹

(3) 次第

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和3年4月～11月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和3年10月～12月分)

ウ 令和3年度下請状況実地調査結果について

(2) 審議事項

ア 令和4年度入札制度等の改正概要について

イ プロポーザル方式・コンペ方式(測量等以外)の取扱いについて

#### 3 閉会

2 発言内容

各委員からの質疑・意見及び事務局回答等は次頁以降による。

3 審議結果

事務局案のとおり了承された。

## 第 8 4 回福島県入札制度等監視委員会質疑・意見及び回答

	監視委員会委員質疑・意見	回答
報告案件ア 「資料 1」	<p>【高島委員】 4、工種別で、競争入札方式を特出して、かつランク別の指名数で示してほしい。（運用でのランク別指名数を見るため）</p>	<p>地域の守り手育成方式については、第 8 2 回福島県入札制度等監視委員会で検証項目を審査したところであり、今後、透明性・競争性・公正性・品質の確保及び地元企業の受注機会の確保の視点で分析・検証を進めてまいることとしております。</p>
報告案件イ 「資料 2」	<p>【富樫委員】 入札参加資格制限（指名停止）の運用状況一覧表（森林整備）について、No.5西会津町森林組合は、他よりも期間が長くなっています。制限等の理由は他と同じように見えますが、なぜ期間が長いのでしょうか。 また、No.5には備考欄に元請・下請の記載がありませんが、記載は不要でしょうか。</p>	<p>死亡事故の多いかかり木処理に係る事故で、重大事故に発展するおそれがあると認められるものであり、労働基準監督署からは是正勧告が出された案件でもあるため、資格制限措置要綱に基づき他の案件よりも安全管理の措置が著しく不適切であったと判断され、資格制限期間が 1 週間長いものとなっております。 また、No.5については元請業者が起こした事故で下請業者が無いため、備考欄への記載はしていませんでした。</p>
報告案件ウ 「資料 3」	<p>【伊藤洋子委員】 調査結果の外注率が、説明資料別紙 2 の「主観的事項」の説明 1-2 下請発注比率となるのでしょうか。</p>	<p>資料 3 の令和 3 年度下請状況実地調査結果の P 2 ～ 4 に記載のある「外注率」は、当該工事における下請発注比率となります。 なお、補助説明資料別紙 2 は、審議事項ア 令和 4 年度入札制度等の改正概要について（案）の「資料 2」の補助説明資料となります。 「主観的事項」の説明の 1-2 「工事施工の状況」の下請発注比率については、入札に参加したい工程にかかる直前 2（又は 3）営業年度の会社全体の発注比率となります。</p>
	<p>【小堀委員】 口頭指導の結果（改善状況など）については、誰が、いつ、どのように確認（フォロー）をするルール・仕組みとなっているのか？【指導・改善の実効性の確認】</p>	<p>口頭指導の結果については、本課より発注者へ伝達し、発注者において必要な指導を行うこととなります。また、発注者における今後の指導に役立ててもらおうこととしております。</p>
	<p>【高島委員】 例えば工事 5 のように見積書や法定福利費が明示されていますが、変更契約書のみが作成されていない事例の場合、理由は何が考えられるか。こういったケースなら他 3 者の下請業者の調査も必要ではないか。</p>	<p>この案件は、残土処理において地権者との協議が整わず工事が中断し、再開の見込みがないまま期限が経過してしまった特殊な事例です。 他の下請契約には影響を及ぼさないものであったので、他の下請け契約の調査は行いませんでした。</p>
	<p>【富樫委員】 調査対象として令和元年度から令和 2 年度に契約した落札率が低い工事や下請け構造が複雑な工事、下請比率の高い工事等を抽出し調査対象業者を選定した。とあります。補足説明資料 5 では、下請トラブルなどで相談があった工事を優先して調査を実施とあります。 調査対象の記載と補足説明資料の記載との関連性はどうか。</p>	<p>資料 3 は、この調査の基本的な調査対象業者の選定について記載したものです。補足説明資料は、調査対象者数と比較して、不適事項に該当する比率が大きい理由として、下請トラブルなどで相談があった工事を優先して調査対象に選定したことを記載したものです。</p>

<p>審議事項ア 「資料4」</p>	<p>【伊藤洋子委員】 (1)「工事成績評定」の評価区分の見直しについて 「80点以上と85点未満」と「85点以上」の2区分になりましたが、「80点以上と85点未満」の点数を従来どおりの点数とし、「85点以上」の評点を加算(0.25若しくは0.5点)することはできないか。評価点数のアップにより、品質と技術力の向上が図られるのではないか。</p> <p>【小堀委員】 ①変更後の配点について、点数の引き上げ幅などは、何を判断材料として、どのように決めているのか？【配点等の変更に係るルール・仕組み・プロセスの確認】 ②電子入札における入札書提出期間の拡大について、「2日間」という変更後の期間の妥当性は？【入札参加者の意見や要望が適切に反映された変更であるかどうかの確認】</p> <p>【新城委員】 了。次回、入札参加資格審査の客観的事項の項目も教えていただきたい。</p> <p>【高畠委員】 3、除雪・維持補修業務の規定について ・対象施設について「国・県・市町村が管理し・・・」とありますが、経営事項審査Ⅲ(1)で評価しているのは県で発注した・除雪維持のみにも拘わらず、国・市町村も評価対象としていることとの整合性をどう考えるのか。 ・対象施設の③、安全・安心に関わらない施設を対象外にすることは賛成です。ただし、対象とすべきは、安全安心を守る社会インフラであって、不特定多数の方が利用する、あるいは、避難施設となりうる施設に限定すべきで、生活環境の維持のための住まいとしての公営住宅は除外すべきであると思えます。 ・業務内容の「突発的な事象」については、施設修繕等の短期的なものと、24時間長期的対応を余儀なくされる事象(拘束性の高いもの、困難性を極めるもの)【経営事項審査Ⅲ(1)】とを同等に扱うことには疑問があります。「突発的な事象」の扱いを、長期的対応を余儀なくされる事象と同程度のものに限定すべきと考えます。</p> <p>【藤委員】 参加資格審査の評価項目のうち、「協力雇用主としての雇用の有無」に関し、福島県内において、協力雇用主に登録している事業者数及び登録者のうち実際に雇用している事業者数を把握していれば、ご教示ください。</p>	<p>(1)工事成績評定の評価区分の見直しについては、品質と技術力の向上へ期待されることから評価区分を細分化することとしました。評価点の差につきましては落札企業が固定化される懸念もあることから現行の幅の中で設定することとしました。今後とも、効果分析を行い、より良い入札制度となるよう検討してまいります。</p> <p>①配点等の変更については、他の評価項目と比較衡量するなどし、設定しております。プロセスとしては、各団体要望や現行制度の効果分析などにより改正案を作成し庁内調整を実施後、入札制度等監視委員会へ諮り、県として入札制度改正を行います。 ②電子入札における入札提出期間の拡大について、今年度福島県総合設備協会様より「電子入札・郵便入札について、国同様に2日間に期間延長してほしい」、他個別業者からも延長の要望を聞いております。また、一旦提出した入札書は、差し替えや変更ができないこととなっておりますので、適正な積算となるよう入札参加者の見積期間を考慮したうえで、入札書の提出は開札日前日と前々日の2日間に設定したいと考えています。</p> <p>承知しました。資料が準備でき次第送付いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の守り手育成方式及び総合評価方式の除雪・維持補修業務の規定につきましては、第83回入札制度等監視委員会で説明したとおり、国や市町村の除雪や災害対応、維持補修業務をしている企業も県民の安全・安心を担うことから、県のみ限定しない考えです。工事等入札参加資格審査の除雪等の評価は、格付等級を定めるためのものと考えております。</li> <li>・公営住宅につきましては、「福島県公有財産規則施行通達」で学校と同様に公共の用に供する施設に位置付けられております。</li> <li>・「突発的な事象」の扱いにつきましては、警報時のパトロールや水道管破裂などの緊急的な対応を要する事業も対象としたいと考えております。</li> </ul> <p>令和3年12月末時点における県内の協力雇用主登録事業者数は529者(内、建設業は269者)、令和3年4月から12月に協力雇用主に雇用された保護観察対象者等の延べ人数は70人(内、建設業は55人)と聞いております。</p>
<p>審議事項イ 「資料5」</p>	<p>【伊藤洋子委員】 説明資料のとおり、最低限の定めとし、弾力的運用を図って行くことでよろしいと思います。</p> <p>【小堀委員】 ①第2条第4項が「3」となっている。【「4」の誤記と思われる】 ②第9条第5項において「～省略～、選定しないことができる。」とあるが、審査基準を満たさない場合でも「選定することができる。」という可能性を残すことにならないか？【「選定しないことができる。」という記載にした意図や妥当性の確認】</p> <p>【島田委員】 1. 募集要領の公示(4)見積限度額の根拠はどのようにだされているか。 2. プロポーザルで選定された内容に仕様書変更の可能性は無い？予算の変更等無い？ 3. (評価内容の担保)2についての具体的説明をお願い致します。</p> <p>【富樫委員】 ・資料5プロポーザル方式・コンペ方式(測量等以外)の取扱いについて(案)5)審査委員会&lt;審査委員会の構成&gt;で透明性を確保となっておりますが、審査の段階で外部有識者や他部局の職員を含めることで確保できる透明性は何を意味しているのでしょうか。 ・審査委員会の人数は別途規定する予定でしょうか。 ・実施要領(案)第9条第5項で審査基準という言葉がありますが、そもそも審査の段階で審査基準がある旨の記載は必要ないでしょうか。</p>	<p>—</p> <p>①誤字でございます。 ②運用第9条関係の5を想定しております。失格基準に該当しなければどのような提案書でも採用としなければならぬわけではなく、適正に業務が遂行できる業者を選ぶための規定でございます。</p> <p>1. 当該業務における参考見積等で計上した予算の範囲内で見積限度額を定めます。 2. 選定業者結果に応じて仕様書の変更や予算にも変更が生じる場合があります。 3. 300人規模のイベントを予定し決定されたものの、新型コロナウイルスの影響により100人規模のイベントになるケースなどが考えられます。</p> <p>・透明性とは、発注者が恣意的に特定の業者を選定するようなことのないよう、外部有識者や他部局をいれるようにいたしました。 ・金額規模、業種が様々であるため、審査委員の人数については、規定しておりません。業務に応じて決定すべきと考えます。 ・審査基準を満たさない場合は、運用9条関係の5を想定しております。失格基準に該当しなければどのような提案書でも採用としなければならぬわけではなく、適正に業務が遂行できる業者を選ぶための規定でございます。</p>

## 再意見

	監視委員会委員意見
審議事項ア 「資料4」	<p>【市岡委員】 10年以上の経験者を評価する項目が増えたことは、経験豊富な技術者を求め、育てようとする県の姿勢が表れている一方で、新規参入者には厳しくなるとも思われます。この配点を実施後、追跡調査を行われると思いますが、分析結果の報告に基づき、随時見直しができるよう願っていたと存じます。</p>
	<p>【伊藤洋子委員】 1) 「工事成績評定」の評価区分の見直しについて 「80点以上と85点未満」の評価点数が実質引き下げとなる。 他の改正案は業者にとって有利になるような観点から、提案させて頂きました。今後の実施に向けて、検討課題として頂ければ幸いです。</p>

【 そ の 他 】 高島委員意見

○地域の守り手育成方式について

地域の守り手育成方式に、国・市町村を入れている件で、県民の安全安心を守るという観点から、東日本大震災以降も国や市町村もそれぞれの役割を果たしており、令和元年東日本台風災害対応を基にして、国・市町村の実績を採用するとの説明は、一貫性に欠け整合性がないと思います。そもそも経営事項審査Ⅲ(11)で定めているのは県で発注した除雪・維持のみに限定しているにも拘わらず、東日本大震災以降においても、地域密着型は県のみの評価としていたのに、令和元年東日本台風をもって国・市町村も評価対象としているという矛盾する部分についてはどのように考えるのか。

【回答】

地域の守り手育成方式及び総合評価方式の除雪・維持補修業務の規定につきましては、第83回入札制度等監視委員会で説明したとおり、国や市町村の除雪や災害対応、維持補修業務をしている企業も県民の安全・安心を担うことから、県のみ限定しない考えです。工事等入札参加資格審査の除雪等の評価は、格付等級を定めるためにひとつの指標として採用しているものです。

○総合評価方式について

災害時の出勤実績又は災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価について、その労力が各段に違うことから、それぞれ個別評価すべきと思います。また、「道路管理者間の連携が重要」とのことですが、これまでも当然連携はなされているし、連携が重要という理由で国や市町村の実績を評価対象とすることは関連性がなく合理的な理由になっていないと思います。

【回答】

地域の守り手育成方式及び総合評価方式の除雪・維持補修業務の規定につきましては、第83回入札制度等監視委員会で説明したとおり、国や市町村の除雪や災害対応、維持補修業務をしている企業も県民の安全・安心を担うことから、県のみ限定しない考えです。

○特定関係がある者同士の同一工事での指名について

特定関係がある者同士の同一工事での指名では、国は工事公告で認めないと明示しており、万一あとから発覚した場合にも無効としています。

福島県でも平成18年の時は、工事公告に認めない旨記載していたにも関わらず、今回の県の運用は、国と全く逆の考え方で、総合評価で認め、指名ではあとから分かった場合も認めるということですが、結局認めることとなります。

先の委員会では検討材料が少なく、承認したことになっていますが、国の内容が分かったので今般、県内でもグループ企業が生じている状況を考えれば、再度の検討が必要と思います。

【回答】

第82回入札制度等監視委員会で審議して頂きましたが、「本県の経緯」「平成19年度入札等制度の改革案における公共工事における契約の在り方」「近県の状況」「対象となる企業の概ねの見込み」を説明し、指名競争入札の指名選考において、親子会社等は同一入札に指名しないものとする。(以下「略」)が承認され、11月より運用しております。

今後とも親子会社等の動向を注視してまいる考えです。

○地域の守り手育成型と格付等級が全てのランクを対象にしたことについて

地域の守り手育成方式が特殊な制度で、3千万円未満という小規模工事に限定している入札であることから格付を要件としていないという説明でしたが、指名は市町村や他県でも実施されており、決して特殊な制度ではなく、そもそも3千万円未満としている地域密着型と同じではないかと思えます。

品質確保の観点から実績と信用で指名すべきであり、元請として県工事を受注したいから指名するというのはおかしいと思います。

地域の守り手育成型において、技術的適正の評価について、「総合点の範囲を適切に設定する」なら、格付等級を考えないことは矛盾すると思います。

また、技術的適正であれば、完成工事高、受注高、技術者数、手持ち工事量などを具体的に示すべきではないでしょうか。

【回答】

地域の守り手育成方式については、第82回福島県入札制度等監視委員会で検証項目を審査したところであり、今後、透明性・競争性・公正性・品質の確保及び地元企業の受注機会の確保の視点で分析・検証を進めてまいることとしております。